

# ブロック塀などの耐震化費用の補助制度をご利用ください

地震などの自然災害で老朽化したブロック塀が倒壊し、通行人がけがをしたり、道をふさいだりしてしまう事態が全国的に発生しています。このような被害を未然に防ぐため、危険なブロック塀などの耐震化に関する補助制度を始めます。

なお、この補助制度は令和6年度までの期間限定事業です。 **【建築住宅課】**



## 1 ブロック塀などの撤去に関する補助制度（撤去事業）

- 対象
    - ブロック塀などが道路に面していること
    - ブロック塀などの高さが60cm以上で、ブロックが3段積み以上であること
  - 補助金額
    - 撤去金額の3分の2（施工者からの見積もりなど）
    - 撤去するブロック塀の延長×10,000円×3分の2
- ※上記のいずれか少ない方が補助金額となります。（上限金額133,000円）

## 2 ブロック塀などの設置に関する補助制度（設置事業）

- 対象
    - 左記の撤去事業によりブロック塀などの撤去を行なっていること
    - 軽量の塀（生け垣、フェンス、板塀など）で改修を行うこと
  - 補助金額
    - 設置金額の3分の2（施工者からの見積もりなど）
    - 設置する軽量の塀などの延長×15,000円×3分の2
- ※上記のいずれか少ない方が補助金額となります。（上限金額200,000円）

※撤去事業と設置事業は同時に申請することができます。

**対象者**  
上記に該当するブロック塀などを所有している個人または自治会などの地縁団体  
※市税などの滞納がないことが条件となります。

**募集件数**  
先着10件（予定）

**申請期間**  
令和5年1月31日(火)まで  
※土・日曜、祝日を除く

**申請方法**  
補助金交付申請書に必要書類を添付し、建築住宅課窓口まで持参または郵送してください。  
※交付申請書は、建築住宅課または市ホームページから入手できます。

**その他**

- 補助金の交付決定通知書の発行日以前に施工者などとの契約行為を行なった場合、補助金の申請ができませんのでご注意ください。
- ブロック塀などの撤去または設置の完了日は令和5年2月28日(火)までとします。
- その他詳しくは、建築住宅課にお問い合わせいただくか、市ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。



**申し込み・問い合わせ**  
〒648-8585（住所記載不要）  
橋本市 建設部 建築住宅課  
☎33-1115



# 和歌山県知事選挙 ～決める、和歌山。～

11月27日(日)は和歌山県知事選挙の投票日です。棄権することなく投票しましょう。 **【選挙管理委員会】**



## ▶告示日および投票の日時

告示日 11月10日(木)  
投票日時 11月27日(日) 午前7時～午後8時  
※ただし、杉尾、須河、谷奥深、嵯峨谷・竹尾地区の各投票所の投票時間は、午前7時～午後7時です。

## ▶投票所

橋本市選挙管理委員会から郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

## ▶投票できる人

平成16年11月28日までに生まれた人で、令和4年8月9日までに本市で住民票が作成され、本市の選挙人名簿に登録されている人。  
※県外へ転出された人は、投票できません。  
なお、令和4年8月10日以降に県内の他の市町村へ転出した場合、本市の選挙人名簿に登録されている人は、本市で投票できます。また、令和4年8月10日以降に県内の他の市町村から本市に転入し、前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前の住所地の市町村で投票できます。これらの場合、市町村長が発行する証明書の提示などにより、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

## ▶投票所入場券

投票所入場券は世帯ごとに封書で送付します。投票事務がスムーズに進むよう、投票所にお越しの際は投票所入場券をご持参ください。  
なお、投票所入場券が届かなかった場合や、紛失された場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票日に受付で申し出てください。

## ▶期日前投票

仕事や用務のため、投票日に投票所へ行けない人は、事前に期日前投票ができます。  
※投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ記入していただくとうかがいます。  
投票期間 11月11日(金)～26日(土)  
投票時間 午前8時30分～午後8時  
投票場所 市民会館 1階ギャラリー

## ▶不在者投票

- ①不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や施設に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができますので、早めに施設へ申し出てください。
- ②選挙期間中、他の市町村に滞在している人は、橋本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を受けた上で、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
- ③身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人は、その障がいの程度により郵便投票ができます。また、介護保険で「要介護5」に認定されている人も郵便投票ができます。事前に橋本市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要です。
- ④新型コロナウイルス感染症のため、宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件に該当する人は、特例郵便等投票ができます。

## ▶開票

開票日時 11月27日(日) 午後9時15分～  
開票場所 サカイキャニング産業文化会館

## ▶問い合わせ

橋本市選挙管理委員会 ☎33-1186

## 選挙公報・啓発チラシを配布します

選挙公報や各投票所の案内図を掲載した選挙啓発チラシを新聞折り込みにより配布します。新聞を購読していない家庭で、以前に届出をしていない場合は、別途郵送もできますので、橋本市選挙管理委員会までご連絡ください。  
また、市役所、中央公民館、各地区公民館にも備え付けます。選挙公報は、和歌山県選挙管理委員会のホームページからも確認することができます。

